三　あざらし等の猟獲等に係るもの		
省令第九十条の規定によるあざらし及びおっとせいの猟獲に係る許可の申請		
（削る。）		
（削る。）		
四　鯨体処理場に係るもの		
省令第百九条第一項の規定による鯨体処理場の設置の許可の申請	一件につき	三千三百円
省令第百九条第一項の規定による鯨体処理場の設備の変更の許可の申請	一件につき	八百五十円
五　法第百八十三条の規定により農林水産大臣が免許を行う漁業権に係るもの		
法第六十九条第一項の規定による漁業権の免許の申請	一件につき	四千四百五十円
法第七十二条第六項の規定による漁業権の共有の認可の申請	一件につき	四千四百五十円
法第七十六条第一項の規定による漁業権の分割又は変更の免許の申請	一件につき	二千二百円
法第八十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による休業中の漁業の許可の申請	一件につき	二千二百円
法第七十八条第二項の規定による当権の設定の認可の申請	一件につき	八百五十円
法第七十九条第一項ただし書の規定による漁業権の移転の認可の申請	一件につき	八百五十円

2　漁獲物又はその製品の輸送又は転載の許可の申請に係る手数料の額についての前項の規定の適用については、当該手数料の額を定める単位として同項に規定する船舶は、法第三十六条第一項の許可を受けた船舶をいうものとする。

（削る。）

二　あざらし等の猟獲等に係るもの		
省令第七十九条の規定によるあざらし及びおっとせいの猟獲に係る許可の申請		
省令第八十条の規定による鯨の捕獲に係る許可の申請		
省令第九十一条の二の規定による高度回遊性魚類資源の採捕に係る許可の申請		
三　鯨体処理場に係るもの		
省令第八十三条第一項の規定による鯨体処理場の設置の許可の申請	一件につき	二千八百円
省令第八十三条第一項の規定による鯨体処理場の設備の変更の許可の申請	一件につき	七百二十円
四　法第百三十六条の規定により農林水産大臣が免許を行う漁業権に係るもの		
法第十条の規定による漁業権の免許の申請	一件につき	三千七百五十円
法第十四条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による漁業権の共有の認可の申請	一件につき	三千七百五十円
法第二十二条第一項の規定による漁業権の分割又は変更の免許の申請	一件につき	千八百五十円
法第三十六条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による休業中の漁業の許可の申請	一件につき	千八百五十円
法第二十四条第二項の規定による当権の設定の認可の申請	一件につき	七百二十円
法第二十六条第一項ただし書の規定による漁業権の移転の認可の申請	一件につき	七百二十円

2　漁獲物又はその製品の輸送又は転載の許可の申請に係る手数料の額についての前項の規定の適用については、当該手数料の額を定める単位として同項に規定する船舶は、法第五十二条第一項の許可を受けた船舶をいうものとする。

3　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請をする場合における第一項の規定の適用については、同項中「千八百五十円」とあるのは「千八百円」と、「二千八百円」とあるのは「二千六百五十円」と、「三千七百五十円」とあるのは「三千六百円」と、「千五十円」とあるのは「千円」と、「七百二十円」とあるのは「六百五十円」とする。